議案第9号

飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例について

飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

携帯電話等エリア整備事業を実施するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、整備事業により利益を受ける電気通信事業者から分担金を徴収するため

飛驒市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が国の制度を活用し施行する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 携帯電話施設 携帯電話等の通信用鉄塔施設、その他携帯電話等サービスの 提供に必要な設備をいう。
 - (2) 整備事業 携帯電話等の無線通信が行えない地域の解消を図るため、市が国の制度を活用し、無線通信の業務の用に供する携帯電話施設を設置する事業をいう。
 - (3) 整備施設 整備事業により整備する携帯電話施設をいう。
 - (4) 受益者 整備事業により利益を受ける電気通信事業法 (昭和59年法律第86 号) 第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。
 - (5) 整備費用 整備事業に要する費用のうち、国庫補助金の額の算定の基礎となる費用をいう。

(分担金の徴収)

- 第3条 市長は、整備費用の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収する。 (分担金の額)
- 第4条 分担金の額は、整備費用に別表に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 2 整備施設を受益者が共同で使用する場合は、前項に規定する分担金を使用割合 に応じて按分した額とする。
- 3 前2項の規定により算出して得た分担金の額に千円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた額とする。

(分担金の通知及び徴収方法)

第5条 市長は、前条の規定により分担金の額を定めたときは、納入通知書により

告知し、一括して徴収する。

2 分担金の納期限は、納入通知書を発した日から30日以内とする。ただし、災害その他特別の事情がある場合は、これと異なる納期限を定めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業区分	整備施設の対象世帯	分担金
過疎地域自立促進計画に	100世帯以上	210分の23
よる事業	100世帯未満	315分の23

飛騨市携帯電話等エリア整備事業に係る分担金徴収条例 (案)要旨

1 制定の趣旨

本条例は、市が国の制度を活用し施行する携帯電話等エリア整備事業(以下「整備事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき受益者から分担金を徴収するために制定するもの。

2 概要

整備事業により利益を受ける電気通信事業者から徴収する分担金について、その額、通知方法、徴収方法等を定める。

3 施行日 平成31年4月1日